

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	新宮市

新宮市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担 当 部 署 名 新宮市建設農林部農林水産課
所 在 地 和歌山県新宮市春日 1 番 1 号
電 話 番 号 0 7 3 5 － 2 3 － 3 3 5 1
F A X 番 号 0 7 3 5 － 2 2 － 8 5 6 0
メールアドレス nourin@city.shingu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	シカ・イノシシ・サル・アライグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	新宮市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	野菜、水稲	228 千円
シカ	果樹、野菜、水稲	2,476 千円
サル	果樹、野菜、水稲	970 千円
アライグマ	果樹	25 千円
スズメ	水稲	27 千円
カラス	果樹	116 千円
カモ	水稲	27 千円
ヒヨドリ	果樹	116 千円
キジ	果樹	76 千円
合 計		4,061 千円

(2) 被害の傾向

新宮市における鳥獣被害は、イノシシ、シカ、サルを中心に年間を通して発生している。 令和4年度の被害額は、イノシシ、シカ、サルの3獣種で3,674千円となっており増加傾向にあり、特にシカによる被害が大きい。被害の大きな地域では、農家の耕作意欲の低下を招く等の深刻な問題となっている。 被害地域は、旧熊野川町地区を中心に、高田地区、三佐木地区の山間部周辺において被害が発生している。特に、サル、イノシシについては、権現山国有林野周辺や三佐木地区の市街地にも被害が及んでおり、今後人的被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
被害金額	4,061 千円	3,451 千円
（シカ）	2,476 千円	2,104 千円
（イノシシ）	228 千円	193 千円
（サル）	970 千円	824 千円

(アライグマ)	25 千円	22 千円
(スズメ)	27 千円	23 千円
(カラス)	116 千円	99 千円
(カモ)	27 千円	23 千円
(ヒヨドリ)	116 千円	99 千円
(キジ)	76 千円	64 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	和歌山県猟友会東牟婁支部新宮分会への、有害鳥獣捕獲事業を実施する他、市が購入した捕獲檻を被害が顕著な区等に貸付し、集落単位での被害防止も行っている。また、鳥獣保護員による追い払いや、放任果樹の除去、鳥獣の習性等被害防止技術等の知識の普及や指導に努めているほか、追い払い花火の講習会を開催し、自主防衛の手段と意識の高揚に努めた。	猟友会会員の高齢化等により、将来に向けての捕獲の担い手が減少すると思われる。 また、野生鳥獣の生息数が増加傾向にあるため、捕獲のみによる対策では、被害の抑制が困難であることから、鳥獣保護員等有識者の助言を基に農家一人一人の鳥獣被害防止の意識高揚を図り、地域での主体的な取り組みを促進していく必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	これまで、鳥獣被害防止総合対策事業により広範囲を受益とする進入防止柵を設置しており、地域で修繕や草刈り等管理を行っている。また、個人による農地周辺での電気柵等の設置にかかる経費に対する助成を行い鳥獣被害防止に努めた。	鳥獣被害対策について、地域ぐるみ、地域間の連携による取組の必要性について啓発を行い、地域内、地域間の連携の強化を図る必要がある。 防護柵の設置が進んでいない地域においては休耕田等の放置が目立つため鳥獣の隠れ場所となることが懸念されることから、草刈り等の管理指導に努めるほか、地域住民の主体的な取組を促進し、計画的な整備実施体制を確立する必要がある。
生息環境管理その他の取組	放任果樹や放置野菜の除去等の提案	耕作地周辺の緩衝帯の整備及び休耕地の環境整備

(5) 今後の取組方針

引き続き、被害の軽減を図るために、防護柵等による農作物の防護、農地に繰り返し出没する個体の捕獲をはじめ、刈り払いや餌場の除去等、集落環境を整備する取組を総合的に実施する。

地域、集落、集落間の連携等広域的な被害防止を促進し、住民の鳥獣被害対策意識の向上を図る。

捕獲については、猟友会会員による捕獲を行うとともに有害鳥獣捕獲隊の整備に向け検討、研究を行う。また、県の補助などを活用し、農家自身による捕獲を行うための捕獲檻の購入や狩猟免許の取得の支援を行っていく。

また、整備された田辺射撃場を活用した人材育成を他市町村と連携して実施し、銃猟による捕獲従事者の育成及び技術の向上を進める。

特定外来生物であるアライグマについては、防除実施計画に基づきその捕獲に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

従来どおり、和歌山県猟友会東牟婁支部新宮分会へ依頼し、有害鳥獣の捕獲を継続する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6	シカ イノシシ サル アライグマ	猟友会会員による捕獲をはじめ、捕獲檻を区等に貸し出すとともに、農家のわな免許取得を進める。更に、和歌山県鳥獣保護管理員、県鳥獣害対策アドバイザーの指導の下、集落での捕獲を推進する。
7	シカ イノシシ サル アライグマ	猟友会会員による捕獲をはじめ、捕獲檻を区等に貸し出すとともに、農家のわな免許取得を進める。更に、鳥獣保護管理員、県鳥獣害対策アドバイザー等の指導の下、集落での捕獲を推進する。
8	シカ イノシシ サル アライグマ	猟友会会員による捕獲をはじめ、捕獲檻を区等に貸し出すとともに、農家のわな免許取得を進める。更に、鳥獣保護管理員、県鳥獣害対策アドバイザー等の指導の下、集落での捕獲を推進する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

和歌山県第12次鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。

・イノシシ、サル、シカの捕獲について。
 近年、シカの被害が増加傾向にあるため、シカの捕獲計画数を増加させる。また、市街地でのサル、イノシシの被害も増えているため、山際への箱わなの重点的な設置等対策を講じる。今後も、猟友会会員への依頼により、農地周辺に出没する個体を中心に銃器やわなによる捕獲を行い、集落周辺に生息する個体の捕獲を進め被害の軽減を目指す。

対象鳥獣	捕 獲 計 画 数 等		
	6 年度	7 年度	8 年度
イノシシ	捕獲頭数 300頭	捕獲頭数 300頭	捕獲頭数 300頭
サル	捕獲頭数 300頭	捕獲頭数 300頭	捕獲頭数 300頭
シカ	捕獲頭数 700頭	捕獲頭数 700頭	捕獲頭数 700頭
アライグマ	捕獲頭数 20頭	捕獲頭数 20頭	捕獲頭数 20頭

捕獲等の取組内容
有害鳥獣の捕獲については、猟友会会員の協力の下、年間を通して取り組む。更に、イノシシ、シカ、アライグマについては、生産農家等地元の取組として集落が主体となり、箱わなを活用しながら農地に出没する個体を農地周辺で捕獲していく。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃は、イノシシ、シカといった大型獣の捕獲に有効であることから、整備された田辺射撃場を利用し、銃猟による捕獲従事者の捕獲技術向上に努め、より効果的な被害防止対策を進める。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし（既に権限委譲済み）

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シカ イノシシ	電気柵・金網柵 受益面積20.0ha (熊野川、高田 佐野、木ノ川)	電気柵・金網柵 受益面積20.0ha (熊野川、高田 佐野、木ノ川)	電気柵・金網柵 受益面積20.0ha (熊野川、高田 佐野、木ノ川)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シカ イノシシ	・動物駆逐用煙火を使用した追い払い活動の支援。 ・防護柵の維持管理や周辺環境の整備の必要性の周知	・動物駆逐用煙火を使用した追い払い活動の支援 ・防護柵の維持管理や周辺環境の整備の必要性の周知	・動物駆逐用煙火を使用した追い払い活動の支援 ・防護柵の維持管理や周辺環境の整備の必要性の周知

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6～8	シカ イノシシ サル	集落での啓発活動、研修会開催、餌場の除去などの集落ごとの点検実施。 被害発生時における対策方法の普及・啓発を実施する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
新宮市	関係機関連絡調整のほか、市民への注意喚起、現地調査、対策を講じる。
東牟婁振興局農業水産振興課	情報の共有、指導・助言等
新宮警察署	町民の安全確保
新宮市猟友会	有害鳥獣の捕獲、追い払い活動

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

市民等	⇒	新宮市	⇒	新宮警察署
			⇒	新宮市猟友会・鳥獣保護管理員
			⇒	東牟婁振興局
(イノシシ・サル等が住宅地に出没したときの初動対応マニュアルを作成済)				

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、現在、捕獲現場での処理や埋設が中心だったが、地域資源として食肉利用していくことも検討していく

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	市内に所在する民間解体処理施設が食肉及び加工食品を展開している。また、飲食店でもジビエ料理を提供しているが、店舗数が少ないことから、普及に向けて広報等を展開していく。
ペットフード	市内に所在する民間解体処理施設が加工及び販売しているが、その他民間業者の取り扱いについては把握できない為、普及に向けて広報等を展開していく。
皮革	現状において記載事項なし。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現状において記載事項なし。

(2) 処理加工施設の実施

現状において記載事項なし。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

有害鳥獣捕獲従事者に対し、食肉処理加工施設への持ち込みを推進し、有効活用に取り組む。
--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	新宮市鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
新宮市	施策の立案、予算の執行、国・関係機関との連絡調整
新宮市農業委員会	農家、地域の意見のとりまとめ
東牟婁振興局農業水産振興課	被害防止に関する情報収集、技術支援、農家及び地域への技術指導
みくまの農業協同組合	農家及び地域への知識、技術の普及
猟友会東牟婁支部新宮分会	鳥獣の駆除・被害状況の確認
和歌山森林管理署	被害状況の把握、技術指導
和歌山県農業共済組合	被害状況調査
新宮市町内会長連絡協議会	農家、地域からの意見のとりまとめ

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
株式会社古川銃砲火薬店 (田辺射撃場)	狩猟者の育成・技術向上指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

狩猟免許取得者の減少、有害鳥獣捕獲従事者の高齢化によって、有害鳥獣捕獲頭数に影響しているため、鳥獣被害対策実施隊の結成に向けた検討を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

新宮市鳥獣害防止対策協議会が中心になって、対策を推進し、各種団体や区長会等においても積極的な参加を促し集団での取組を進めていく。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減の為には、防護、捕獲、地域の環境整備を基本とした対策が重要であり、鳥獣害を一人一人の問題として捉え、集落をあげて取り組めるよう促進していくことが、重要であると捉えている。
--